

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2024年2月9日

【会社名】 ヤマエグループホールディングス株式会社

【英訳名】 YAMAE GROUP HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大森礼仁

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅東2丁目13番34号

【電話番号】 092 - 412 - 0711（代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 長野正毅

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区博多駅東2丁目13番34号

【電話番号】 092 - 412 - 0711（代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 長野正毅

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,860,360,000円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡県福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年1月16日付をもって提出した有価証券届出書及び2024年1月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2024年2月9日に四半期報告書(第3期第3四半期(自2023年10月1日至2023年12月31日))を福岡財務支局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、また、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

< 前略 >

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年 1 月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2023年 6 月26日に福岡財務支局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年 1 月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 8 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2023年 7 月18日に福岡財務支局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年 1 月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号及び第 8 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2023年10月31日に福岡財務支局長に提出

(訂正後)

< 前略 >

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第 3 期第 3 四半期(自 2023年10月 1 日 至 2023年12月31日) 2024年 2 月 9 日福岡財務支局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年 1 月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2023年 6 月26日に福岡財務支局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年 1 月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 8 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2023年 7 月18日に福岡財務支局長に提出

7 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年 1 月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号及び第 8 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2023年10月31日に福岡財務支局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2024年1月16日)までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであります。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日(2024年1月16日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

< 後略 >

（訂正後）

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月9日)までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであります。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月9日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

< 後略 >